

障第530号
令和4年8月18日

各指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者 様
各指定就労継続支援B型事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部長

岐阜県就労系障害福祉サービス機能強化事業実施要綱の制定について（通知）

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、別紙「岐阜県就労系障害福祉サービス機能強化事業実施要綱」のとおり制定し、令和4年度分の予算に係る補助金より適用することとしましたので通知します。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 社会参加推進係		
係 長	大塚	担 当	三田村
電 話	058-272-1111 内 2608		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		